

議案第13号

琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

別紙のとおり、琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成30年琴浦町条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。</p> <p>(保育料等)</p> <p>第8条 認定こども園において教育及び保育を行ったときは、保護者又は扶養義務者(以下「保護者等」という。)から、琴浦町教育・保育に関する利用者負担額を定める条例(平成27年琴浦町条例第3号)に定める利用者負担額を保育料として徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び第3条第1項により認定を受けた保育所型認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置する。</p> <p>(保育料等)</p> <p>第8条 認定こども園において教育又は保育を行ったときは、保護者又は扶養義務者(以下「保護者等」という。)から、琴浦町教育・保育に関する利用者負担額を定める条例(平成27年琴浦町条例第3号)に定める利用者負担額を保育料として徴収する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。